

# 官公庁施設の昇降機以外の建築設備の点検に関する 点検項目及び判定基準等

官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備については、同法施行規則により、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内ごとに行うものとされている。

当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準については、平成20年11月17日、国土交通省より告示基準が示され、別表の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとされた。

施行日は、同日施行とされた。

以下に自家用発電装置に関する箇所の抜粋を示す。

別表 排煙設備(抜粋)

		(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準		
一	(9)	排煙機	性能	電源を必要とする排煙機の子備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	
四 予 備 電 源	(3)	電池内蔵形、電源別置形及び自家用発電装置	性能	予備電源への切替え及び非常用照明の点灯の状況	作動の状況を確認する	予備電源が常用電源の切断及び復旧に対して、自動的に切り替えられないこと。	
	(4)	電源別置形及び自家用発電装置	性能	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する	常用電源の切断及び復旧に対して、自動的に切り替えられない又は非常用照明が即時点灯しないこと。	
五 自 家 用 発 電 装 置	(1)	自家用発電装置	外観	発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	
	(2)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	電解液を目視により確認する。	電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。	
	(3)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。	
	(4)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	
	(5)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(6)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	
	(7)			性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。
	(8)			性能	始動及び停止の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと。
	(9)			性能	運転の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音又は異常な振動等があること。
	(10)			性能	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(11)			性能	給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	作動の状況を確認する。	給排気ファンが単独で又は発電機と連動して運転できないこと。
	(12)		性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音又は異常振動があること。	